

# 12. エネルギー危機と電園復耕作を両立させる農水省の知恵

## 農地法に抵触せずに農地で発電する

24農振第2657号  
平成25年3月31日

各地方農政局長  
各都道府県知事  
内閣府沖縄総合事務局長  
全国農業会議所会長

（農林水産省）農村振興局長

支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて

近年、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する技術の開発が見られる。

このような発電設備は、農地における営農の継続を前提とするものであり、営農に支障を与えないこと等が確保される必要がある。

このため、このような発電設備の設置に係る農地転用許可制度については、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）及び「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。）の定めによるほか、下記事項に御留意の上、その適切かつ円滑な運用について特段の御配慮をお願いする。

その他、優良農地の確保に支障を生じないことを前提とする耕作放棄地における取扱い等の在り方については、引き続き検討することとしている。

（貴管内の市町村及び農業委員会に対しては貴職から通知願いたい。）

参照：農水省 プレスリリース

## 営農型太陽光発電の特例

### 農地法の特例

### 政令による一時転用

### 告知による三年期限の転用

### 三年ごとの更新による 営農型太陽光発電の実現